

(別紙 2) 自己チェック資料

令和 7 年 5 月 27 日
国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課

民間競争入札実施事業
「国際航空旅客動態調査」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

市場化テスト第 3 期までに、以下の改善を行った。

○入札参加要件の見直し

- ・企業の参加資格について、「測量及び建設コンサルタント等」から「役務の提供等」へ変更し、新規事業者の参入を促進した。
- ・配置予定技術者の要件について、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の配置を必須から加点項目へ緩和した。
- ・「役務の提供等 A 又は B 等級」を「役務の提供等 A、B、C 又は D 等級」に緩和した。
- ・求める業務実績としての取り扱いサンプル数について、2 千件/週、3 百件/日の実績を求めていたが、「取り扱いサンプル数が 2 千件以上のアンケート調査実績があること」に緩和した。

○仕様の明確化

- ・各空港調査日程は同一である必要はない旨を明記した。
- ・調査員は「外国語に堪能な者を配置する」との記載に加え、外国語に堪能な者は、複数言語に対応できる必要はない旨を明記した。
- ・言語別（中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、英語、韓国語、その他言語）の回答割合を記載した。

○総合評価加点項目の見直し

- ・調査のオンライン化に係る試行の加点項目を設け、オンライン化に向けた考え方や手法について加点できるようにした。
- ・「運輸・交通に関し、複数箇所にわたるアンケート調査実績」を「交通・運輸に関する調査項目が含まれる複数箇所にわたるアンケート調査実績」に緩和した。

○入札スケジュールの見直し

- ・契約期間を延長（単年事業→3 か年事業）することで、事業者が安定的に実査に係る人員及び体制を確保できるようにした。

【事業者ヒアリング「本調査のような調査規模の大きい事業を行うためには、社内体制の検討に時間を要する」に対応した取組】

- ・入札公告期間を延長（約 10 日間を約 40 日間）することで、事業者の業務実施体制の検討期間を確保できるようにした。
- ・契約開始時期を 6 月から 4 月に前倒しにし、実査までの期間を伸ばすことにより、人員及び体制の確保を容易にした。

○情報開示の充実

- ・過去の業務で使用した様式・フォーマットを開示し、新規事業者の参入を促進した。
- ・事業者が作成する調査票は、過去のものを基本に作成することとし、過去の調査票を貸与資料とした。

○広報の実施

- ・業務の発注予定情報（業務概要、履行期間、業務区分、入札予定時期等）を国土交通省 HP に掲載し、事前に入札時期を周知することで事業者の入札準備・検討期間を確保した。
- ・総務省の市場化テスト HP に入札公告情報を掲載し、幅広い事業者への周知を行った。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

○実施可能な事業者が限定される要因

（調査の特殊性）

- ・全国の国際定期路線の就航する空港における調査であること

本調査は国際航空旅客の旅行目的や流動実態を把握することが目的であり、調査対象の空港は全国（令和 6 年度は 32 空港、1 日当たりの従事者数合計の平均は 162 人）の国際定期路線の就航する空港となる。

- ・旅客との対話の必要性

本調査はサンプル調査であり、全ての出発便から万遍なくランダムにサンプルを獲得する必要があるため、調査員は声をかける旅客の年代等に偏りが生じないよう配慮する必要がある。

また、目標サンプル数を満たすように調査を行う標本調査であることから、調査協力を得るためには、調査員による直接の旅客の言語に応じた声かけが必要となる。さらに、有効票を獲得するためには、調査項目について調査の趣旨を踏まえた説明対応が必要となるため、外国語が堪能な調査員による対応が不可欠である。

なお、調査における使用言語（外国語）は、使用割合の高い順に、中国語、英語、韓国語、その他の言語となっている。

・セキュリティエリア内での調査であること

本調査の実施エリアである空港セキュリティエリアは、そのエリア内に持ち込める物品等に制限があるなど空港の保安規定に関する禁止行為や航空業界内の専門用語など一定の知識が求められる。受託事業者が立入申請および実査時にセキュリティエリア内での保安規定の理解を得るには、実査経験を有しているか否かに依るところが大きい特殊性がある。

○競争性改善のための検討

(調査方法の検討)

現状の令和5・6年度の契約において、調査票のオンライン化に向けた試行を実施しているが、空港セキュリティエリア内での国際航空旅客への調査協力を得るための声かけや対話の必要性及び調査場所の提供者等関係機関との調整は、現状の調査員調査と同様に必要であることから、調査票をオンライン化したとしても、上述した特殊性は残るものと思料する。

なお、本調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、調査票のオンライン化の本格導入によって、回収率や有効回答率の低下による目標サンプル数への未到達といったリスクや、回収されるサンプルの年代に偏りが生じることで既往調査と国際航空旅客の動態が異なり、一般統計調査としての継続性や信頼性を損なうリスク等の懸念があることから、調査票のオンライン化の本格導入については、更なる検討が必要である。

(実査業務と集計・分析業務に分割)

本調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、国際航空旅客の旅行目的や流動実態を把握するため、全国の国際定期路線の就航する空港において、調査員が調査票を配布し直接面接して被調査者が調査票に記入した後、調査員が調査票を回収する方法で調査を行っている。

また、本調査は、目標サンプル数を算定し、サンプル数を満たすように調査を行う標本調査であり、獲得したサンプルを週間拡大し、その後年間拡大することで調査結果として公表している年間値を算出している。

本調査の結果は、国際航空旅客の需要予測や、その他施策の基礎データとなることから、データの信頼性を確保する必要がある。そのため、調査を実施する事業者には、実査業務と集計・分析業務を一連の流れで責任を持って実施させる必要がある。

(調査対象空港を地域毎に分割)

本調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、国際航空旅客の旅行目的や流動実態を把握するため、全国の国際定期路線の就航する空港において、被調査者に個人属性(性別、年齢、職業、年収、住所)、旅行目的、入国空港、到着空港、滞在日数、国内訪問地、移動交通手段、旅程(出発国、立ち寄り地域、経由地)など個人情報等を取り扱うものである。

統計法では、被調査者の秘密を保護することなどの基本理念があることから、調査対象空港を地域毎に分割することで受注者間による調査票の受け渡し等が輻輳し、個人情報漏洩や集計データの信頼性への懸念が生じる。

また、本調査で回収した調査票については、とりまとめに際し内容確認を行い、個別の調査票に不整合がある場合は全国分一律の方法で内容の補完作業を行っているため、調査対象空港を地域毎に分割することにより補完作業の統一性が損なわれる恐れがある。

さらに、複数応札者がいない中で、複数件数の調査に分割発注することが、参入障壁解消に繋がるとは考えにくく、いくつかに分割した場合、複数受発注の不成立（契約不調）の懸念、経費の増大（複数の作業責任者）、全空港データを集約した集計・報告書作成という新たな発注業務の発生など非効率化に繋がる可能性がある。

以上のことから、分割した調査業務の実施はできない。
なお、競争性確保の観点から、グループ入札や外部委託は可能としている。